

優良田園住宅建設計画認定申請に係る提出書類一覧

□提出必須
◇場合により提出

提出計3部（正本1部、副本2部）

No.	提出資料名	記載内容
1	優良田園住宅建設計画認定申請書(様式第1号)	□ 漏れなく記載および署名又は押印がしてあること
2	優良田園住宅建設計画書(様式第2号)	□ 漏れなく記載および署名又は押印がしてあること
3	建設地概要書(様式あり)	□ 漏れなく記載してあること
4	土地全部事項証明書(原本)	□ 発行後3カ月以内のものを添付 ・ 原本還付可
5	土地使用承諾書又は土地売買契約書等の写し	◇ 土地所有者と申請者が異なる場合
6	位置図	□ 1/25,000地形図 □ 建設箇所を赤丸等で示す □ 建設地周辺の土地利用の状況及び公共施設の整備状況を表示
7	区域図	□ 1/5,000以上(1/2,500地形図を推奨) □ 建設地を赤線で囲む
8	公図写し(原本)	□ 申請地界を赤線で囲む □ 合成図の場合は、転写の日、場所、記名押印すること
9	50戸連たん図	□ 1/2,500地形図に図示
10	求積図	□ 1/250以上 ◇ 座標求積の場合、測量士の証明 ◇ 一団の住宅地の場合、建設区域は原則3,000㎡未満
11	土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域を含まないことを示す書類	□ ハザードマップ、土砂災害特別警戒区域(建設地を赤線で囲む)
12	土地利用計画図(配置図)	□ 1/200以上 □ 建築物は実線で、駐車場等の露天の位置は点線で記入 □ 道路現況(進入口、幅員等表示) □ 給水計画(既設の施設から敷地内への給水の経路を着色) □ 雨水・汚水の排水計画(経路着色、形状、水の流れの方向) □ 周辺状況(高さ等) □ 道路及び隣地境界から壁面までの距離 □ 植栽や家庭菜園・花壇の位置 ◇ 垣やさくがある場合、その位置
13	建設地断面図	□ 2方向以上の断面図 □ 道路や隣接敷地との高さ関係 □ 現況地盤と造成地盤の計画線と高さ □ 道路及び敷地境界から壁面までの距離 □ 植栽や家庭菜園・花壇の位置 ◇ 垣やさくがある場合、その位置 ◇ がけ地に該当する場合、対応方法について建築確認申請の提出を予定する確認検査機関へ事前に確認した日付と内容
14	各階平面図	□ 1/200以上 □ 建ぺい率・容積率を記入(建築・延床面積計算式含む) □ 部屋の用途、構造及び規模
15	建物立面図	□ 1/200以上 □ 全ての方向の立面図 □ 建築物の最高の高さ □ マンセル記号の記入及び色塗りをしたもの

裏面へ続く

No.	提出資料名	記載内容
16	垣・さくの詳細図	垣・さくがある場合 ◇ 垣・さく・門の構造や基礎の高さが分かるもの(カタログの写し等でも可) ◇ 垣・さくが透視可能であることが判断できるもの(見付け面積50%以上)
17	現況写真	<input type="checkbox"/> 2方向以上(接道が分かるもの)で、土地利用計画図に撮影方向を明示
18	工程表	<input type="checkbox"/> 公示の内容及び期間 <input type="checkbox"/> 3年以内に建築物の完成が見込めること
19	基本要件チェックシート (様式あり)	<input type="checkbox"/> 全ての要件に適合すること
20	建設地の選定理由書 (様式あり)	<input type="checkbox"/> 漏れなく記載してあること
21	優良田園住宅の建設に必要な資力及び信用があることを証する書面 (資金証明書)	◇ 申請地が農地の場合、次のいずれか (提出書類の詳細は、農地法第4条・5条の許可申請に準ずる) ・金融機関の融資証明書 ・預貯金の残高証明書 ・預貯金通帳写し(原本を窓口確認または行政書士の原本証明があること) ・(自己用住宅のみ)ローン事前相談結果通知書等、自己住宅用資金計画書 ・(親等から贈与や借入れをする場合)確約書、親等の資金証明書
22	農地を転用する行為の妨げとなる権利を有するものの同意書	◇ 申請地が農地かつ該当する権利がある場合 (提出書類の詳細は、農地法第4条・5条の許可申請に準ずる) 仮登記権利者、(根)抵当権者、地役権者の同意書

※状況に応じて、その他の資料の追加提出をお願いすることがあります。

※認定された建設計画に変更があった場合、変更認定申請が必要となります。市と県が再び協議を行うため、変更認定にも一定の期間が必要になりますので、変更が生じないように事前に関係各所と十分協議のうえ計画を提出してください。